

# 盗撮行為



## 対象場所の拡大 準備行為の明文化

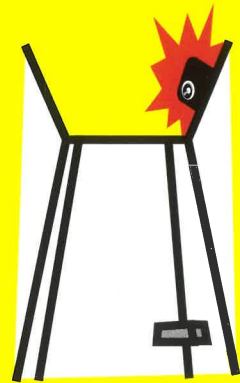
【広島県条例】

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が

一部改正されます。令和4年6月1日施行

盗撮として処罰される対象となる場所に、学校、事務所、タクシーなどの準公共空間、及び住居、浴場、更衣室、便所などの私的空間が追加されます。

盗撮する目的でスマホ等を設置したり、相手に向ける準備行為が処罰されることを明文化します。



広島県警察本部

一般財団法人 広島県警友会